

建設業の一人親方の皆さまへ

労災保険特別加入制度のご案内

青色申告会が運営する「一人親方労災保険特別加入団体」

だから**安心**、費用も**経済的**です。

その他、加入者は多様な支援を受けることができます。



建設業における労災保険について

建設現場で働く労災について、元請・下請にかかわらず労働者については補償の対象となりますが、事業主・一人親方については労災保険の特別加入をしていないと労災事故が起きても対象とはなりません。

建設業の一人親方とは・・・労働者を使用しないで建設の事業に従事している方をいいます。

建設業の事業とは・・・土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、鳶・土木工事、電気工事、電気通信工事
管工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、
内装仕上工事、造園工事、建具工事、タイル・ブロック工事 etc・・・

労災保険給付の概要

労災保険に加入することにより、各種補償を受けることができます。

- ・療養補償給付
- ・休業補償給付
- ・障害補償給付
- ・傷病補償年金
- ・遺族補償給付
- ・埋葬料

労災保険料及び会費について

○会費：1ヶ月 1,500円

○保険料：右記表をご参照ください。

加入にあたっての注意事項

○保険の適用日は労働局に届出をした翌日以降となります。

※適用日以前の事故に関しては一切、保証できません。遡っての保険加入もできません。

給付基礎日額	年間保険料	年間事務会費	合計
3,500	24,263	18,000	42,263
4,000	27,740		45,740
5,000	34,675		52,675
6,000	41,610		59,610
7,000	48,545		66,545
16,000	110,960	18,000	128,960
18,000	124,830		142,830
20,000	138,700		156,700
22,000	152,570		170,570
24,000	166,440		184,440
25,000	173,375	191,375	

川崎西青色申告会事務局

TEL 044-911-4616

お問い合わせ、加入申し込みは上記までご連絡ください。